

長野市バイオマス産業都市推進研究事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、本市のバイオマス産業都市構想に位置付けた事業化プロジェクトの推進及びバイオマスの新たな利活用の促進を図るため、本市の中小企業者が実施するバイオマス燃料の製造試験に要する費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) バイオマス 動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）をいう。
- (3) バイオマス燃料 バイオマスを原材料とする燃料をいう。
- (4) バイオマス燃料の製造試験 バイオマス燃料を実用化するために必要な性状試験、実機使用試験その他の市長が適当と認める試験をいう。

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす中小企業者とする。

- (1) 規則第3条の規定による補助金の交付申請を行う日（以下「申請日」という。）において市内に事業所又は工場（物品の製造、加工その他これらに類する事業の目的のために設置する施設をいう。）を有すること。
- (2) 自らがバイオマス燃料を製造し、及び当該バイオマス燃料を活用した事業を行うこと。
- (3) この要綱による補助金を充てる経費について、国、県、市その他の団体による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 代表者又は役員が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第4 補助金の対象経費（消費税、地方消費税、振込手数料、その他市長が適当でないとする経費を除く。以下「補助対象経費」という。）は、バイオマス燃料の製造試験に要する経費のうち、粉砕機、熱量計、含水率計等の機械装置の使用料若しくはリース料又は委託料とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

(交付の条件)

第5 規則第4条第2項の交付の決定に係る条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請日から補助事業が完了した日（以下「補助事業完了日」という。）まで及び補助事業完了日から起算して5年を経過した日までの間は、第3第1号の要件を継続して満たすこと。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業完了日から起算して5年を経過した日までの間は、本市が推進するバイオマス産業都市構想に位置付けた事業化プロジェクト又は新たなバイオマス利活用の創出に資する取組の広報及び調査に協力すること。

(交付申請)

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野市バイオマス産業都市推進研究事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長が別に定める事業計画書
- (2) 市長が別に定める経費内訳書
- (3) 補助事業に係る経費の見積書、価格表その他の積算金額の根拠書類
- (4) 法人にあっては、登記簿謄本若しくは登記事項全部証明書又はその写し
- (5) 市税の納付確認に関する同意書
- (6) 交付対象者の業種、主たる事業等の概要が分かる資料
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、市長が別に定める。

(交付決定)

第7 市長は、第6第1項及び第2項に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて有識者その他市長が適当と認める者から意見を聴取し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その旨を第6第1項及び第2項に規定する申請書等を提出した者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第8 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき 長野市バイオマス産業都市推進研究事業変更承認申請書（様式第2号）及び市長が必要と認める書類
 - (2) 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき 長野市バイオマス産業都市推進研究事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）及び市長が必要と認める書類
- (補助事業の実績報告)

第9 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市バイオマス産業都市推進研究事業実績報告書（様式第4号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長が別に定める事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る領収書その他の支出が確認できる書類の写し

- (3) 補助対象経費に係る契約書その他の契約期間が確認できる書類の写し
 - (4) バイオマス燃料の製造試験の結果が確認できる書類の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の3月31日のいずれか早い日とする。
- (交付請求書)
- 第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市バイオマス産業都市推進研究事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。
- (産業財産権に関する届出)
- 第11 補助事業者は、補助事業により実施した発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権等(以下「産業財産権」という。)を補助金の交付の決定があった日から補助事業完了日まで及び補助事業完了日から起算して5年を経過した日までに出願し、若しくは取得したとき又は産業財産権を譲渡し、若しくは実施権を設定したときは、長野市バイオマス産業都市推進研究事業に係る産業財産権出願等届出書(様式第6号)により速やかに市長に届け出なければならない。
- (帳簿等の整備)
- 第12 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を整備し、補助事業完了日の属する市の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (交付決定の取消し)
- 第13 市長は、補助事業者が、規則第13条第1項各号に該当する場合のほか、第5各号に規定する条件に違反した場合その他市長が別に定める行為をした場合は、補助金の交付決定を取り消すことがある。
- (補則)
- 第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第6関係）

長野市バイオマス産業都市推進研究事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

長野市バイオマス産業都市推進研究事業を実施したいので、長野市バイオマス産業都市推進研究事業補助金交付要綱の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助事業に要する経費（予定） 円

2 補助金交付申請額（予定） 円

3 関係書類

- (1) 市長が別に定める事業計画書
- (2) 市長が別に定める経費内訳書
- (3) 補助事業に係る経費の見積書、価格表その他の積算金額の根拠書類
- (4) 法人にあつては、登記簿謄本若しくは登記事項全部証明書又はその写し
- (5) 市税の納付確認に関する同意書
- (6) 交付対象者の業種、主たる事業等の概要が分かる資料
- (7) その他市長が必要と認める書類

同意書

年 月 日

（宛先）長野市長

長野市バイオマス産業都市推進研究事業の交付申請に当たつて、市税の納付状況を確認することに同意します。

住所

氏名

Ⓜ

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

様式第2号（第8関係）

長野市バイオマス産業都市推進研究事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の
あつた 年度長野市バイオマス産業都市推進研究事業を下記のとおり変更
したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 そ の 他

様式第3号（第8関係）

長野市バイオマス産業都市推進研究事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の
あつた 年度長野市バイオマス産業都市推進研究事業を下記のとおり中止
（廃止）したいので、承認してください。

記

- 1 補助事業の中止（廃止）の理由

- 2 補助事業の遂行状況

- 3 補助事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日

- 4 その他

様式第4号（第9関係）

長野市バイオマス産業都市推進研究事業実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の
あつた 年度長野市バイオマス産業都市推進研究事業を下記のとおり実施し
ました。

記

1 実施した補助事業の内容

2 補助事業を実施した期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 補助対象経費の額 円

4 関係書類

- (1) 市長が別に定める事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る領収書その他の支出が確認できる書類の写し
- (3) 補助対象経費に係る契約書その他の契約期間が確認できる書類の写し
- (4) バイオマス燃料の製造試験の結果が確認できる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第10関係）

長野市バイオマス産業都市推進研究事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあつた
年度長野市バイオマス産業都市推進研究事業補助金を下記のとおり交付
してください。

記

1 確 定 額 円

2 請 求 額 円

3 入 金 先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協					支店 支所 出張所							
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入)										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号 (右詰めで記入)										

様式第6号（第11関係）

長野市バイオマス産業都市推進研究事業に係る産業財産権出願等届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年度長野市バイオマス産業都市推進研究事業に関し、下記のとおり産業財産権の出願（取得・譲渡・実施権の設定）をしたので、届け出ます。

記

- 1 名称

- 2 産業財産権の種類及び番号

- 3 出願等をした内容

- 4 相手先及び条件（譲渡又は実施権設定の場合）